			茅ヶ崎西	—	138.889	403.282	—	467.593	470.032
		茅ヶ崎海岸	—	—	277.778	546.296	—	532.358	518.740
	平塚	—	—	—	—	—	—	—	—
大磯	403.282	—	—	—	546.296	814.815	—	755.603	741.985

特大車

							寒川南	寒川北	海老名南ジャンクション
						藤沢	—	1,002.390	1,079.694
					茅ヶ崎中央	572.136	—	—	—
				茅ヶ崎ジャンクション	—	—	—	—	—
			茅ヶ崎西	—	240.741	572.136	—	706.083	783.387
		茅ヶ崎海岸	—	—	481.481	814.815	—	787.263	864.567
	平塚	—	—	—	—	—	—	—	—
大磯	572.136	—	—	—	814.815	1,148.148	—	1,159.338	1,236.642

ロ　一般国道１号（西湘バイパス）（以下「西湘バイパス」という。）における１回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

料金所＼車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
橘	200.000	242.719	291.263	388.350	679.612
国府津	100.000	150.000	194.175	242.719	388.350
石橋	145.632	194.175	242.719	339.806	533.981

ハ　一般国道138号（東富士五湖道路）（以下「東富士五湖道路」という。）における各区間の１回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

区間＼車種	普通車	大型車	特大車
Ａ区間	495.239	742.858	1,800.000
Ｂ区間	504.855	757.282	1,800.000

（注１）Ａ区間とは、山梨県富士吉田市上吉田（起点）から同県同郡山中湖村山中までの区間を、Ｂ区間とは、山梨県南都留郡山中湖村山中から静岡県駿東郡小山町須走（終点）までの区間をいう。

（注２）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－２の自動車の車種区分をいう。

ニ　一般国道271号（小田原厚木道路）（以下「小田原厚木道路」という。）における各区間の１回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

区間＼車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
Ａ区間	291.263	339.806	339.806	533.981	922.331
Ｂ区間	291.263	339.806	339.806	533.981	922.331

㈱　Ａ区間とは、小田原市早川から神奈川県中郡大磯町生沢までの区間をいう。
　　Ｂ区間とは、神奈川県中郡大磯町生沢から厚木市酒井までの区間をいう。

ホ　伊勢湾岸道路における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

㈠　軽自動車等

			飛島
		名港中央	238.096
	名港潮見	238.096	476.191
東海	190.477	428.572	666.667